# 子供家庭支援センターの体制等検討WG

# 議論の取りまとめ

令和4年3月23日 子供家庭支援センターの体制等検討WG

# 目次

1	.第1回~	~第3	回議論	の取り	まと	こめ・	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	2
2	'.第4回~	~第5	回議論	の取り	りまと	:め・	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	

# 子供家庭支援センターの体制等検討WG (第1回~第3回)

議論の取りまとめ

令和3年11月2日 子供家庭支援センターの体制等検討WG

# 目次

議論にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	4
1.子供家庭支援センターを取り巻く状況						c
○ 虐待対応件数の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
○継続指導や養育支援訪問の実施件数の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
○ 逆送致への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
○ 子ども家庭総合支援拠点整備の努力義務化・・・・・・・・	•	•	•	•	•	7
○ 要保護児童対策地域協議会の登録ケース数の増加・・・・・・	•	•	•	•	•	7
○ 要保護児童対策地域協議会で進行管理や情報共有を行う機会の増	加	•	•	•	•	7
2.議論の取りまとめ						
(1)子供家庭支援センターの体制						
○ 増加するケースへの対応・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	9
○ 増加するケースの進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	10
(2)人材育成						
○ 計画的なジョブローテーション・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	11
○ ケース対応力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	12
(3) 心理専門支援員の活用						
○心理専門支援員の役割と育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	13
(4) 要保護児童対策地域協議会の強化						
○ 調整機関の体制とケース進行管理・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	14
○ 関係機関の対応力強化と連携強化・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	15

# 議論にあたって

- 平成7年度に子供家庭支援センター事業を開始して以来、区市町村は、都の支援等を活用しながら、虐待対 策ワーカーや虐待対策コーディネーター等の専門性や経験を有する職員の配置を進めるとともに、虐待の発見や支援の取組を充実させ、子供家庭支援センターの体制と機能の強化に取り組んできた。
- 相談受理件数と虐待対応件数が増加し続ける中、累次の法改正により、要保護児童対策地域協議会の協議対象の拡大や市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置義務化等、児童相談体制において区市町村が担う役割が明確化されている。

特に、令和元年10月から本格実施された、児童相談所から区市町村への事案の送致(以下、「逆送致」という)は、年を追うごとに件数が増加している。

増加する相談に対応するとともに、高い専門性が求められる相談にも適切に対応できるよう、専門職の役割や育成等を含め、子供家庭支援センターの体制と機能の更なる強化が必要である。

- また、相談受理件数の増加に伴い、要保護児童対策地域協議会の調整機関が進行管理するケースが増加しており、関係機関と連携を強化しながら対応していく必要がある。
- こうした背景の中、令和2年12月23日に、児童福祉審議会により「新たな児童相談のあり方について」が取りまとめられ、下記の通り提言された。

このため、子供家庭支援センターの体制等のあり方を検討する「子供家庭支援センターの体制等検討WG」を設置し、令和3年7月から同年8月にかけて3回開催し、このたび、現時点での議論を取りまとめた。

# <u>児童福祉審議会提言</u>(子供家庭支援センターに係る提言を抜粋)

- ・子供家庭支援センター職員一人当たりの適正な担当ケース数の検討と職員の増配置
- ・児童福祉司や児童心理司を活用した、子供家庭支援センター職員の対応力向上
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関への専任職員配置
- ・要保護児童対策地域協議会の担当エリアの分割・縮小等により、実務者会議や登録ケースの 進行管理に係る協議等の、適正規模での実施

# 1.子供家庭支援センターを取り巻く状況

- ○虐待対応件数の増加
- 継続指導や養育支援訪問の実施件数の増加
- ○逆送致への対応
- 子ども家庭総合支援拠点整備の努力義務化
- 要保護児童対策地域協議会の登録ケース数の増加
- 要保護児童対策地域協議会で進行管理や情報共有を行う機会の増加

# ○虐待対応件数の増加

・近年、区市町村の虐待対応件数は急伸しており、令和2年度の虐待対応件数は平成29年度の約1.75倍となっている

# ○ 継続指導や養育支援訪問の実施件数の増加

- ・虐待対応件数の急伸に伴い、継続指導や養育 支援訪問等の実施件数が増加している
- ・子供家庭支援センターの継続指導件数は、助 言指導件数とほぼ同数で、児童相談所に比べ て、家庭との継続的な関わりが必要なケー スの割合が高い

《参考:R2年度》	助言指導	継続指導等
子供家庭支援センター	29,771件	28,209件
児童相談所	31,441件	5,137件

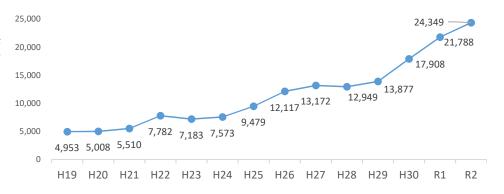
※継続指導等:継続指導・児童福祉司指導・里親委託・児童福祉施設入所の合計 (子供家庭支援センターについては、継続指導のみ)

# ○ 逆送致への対応

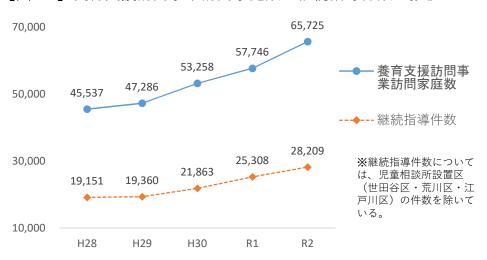
- ・平成28年の児童福祉法改正により、令和元年10月に、 逆送致が開始された
- ・逆送致件数が増え、子供家庭支援センターの業務量 が増大している

(令和2年度の1ヶ月当たり逆送致件数は令和元年度の1.34倍)

#### 【図1-1】虐待対応件数の推移



#### 【図1-2】養育支援訪問事業訪問家庭数・継続指導件数の推移



【図1-3】 1ヶ月あたり逆送致件数比較



※児童相談所設置区(世田谷区・荒川区・江戸川区) の件数を除いている。

# ○ 子ども家庭総合支援拠点整備の努力義務化

- ・平成28年の児童福祉法改正により、 子ども家庭総合支援拠点の整備が努力 義務化された
- ・心理職や児童福祉司任用資格保有者を 継続的に配置する必要がある

# ○ 要保護児童対策地域協議会の 登録ケース数の増加

- ・区市町村における要保護児童対策地域 協議会の登録ケース数は増加傾向にある
- ・特に虐待ケースの要保護児童数の増加 が顕著である

# ○ 要保護児童対策地域協議会で進行管理や情報共有を行う機会の増加

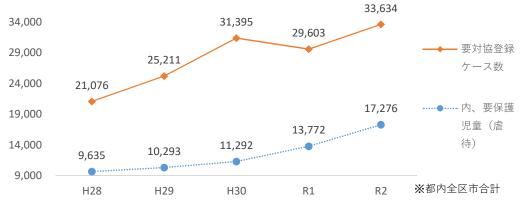
・個別ケース検討会議の開催回数は増加傾 向にあり、関係機関と連携して対応する 機会が増加している

【図1-4】児童人口ごとの職員配置基準

類型	児童人口	子ども家庭支援員	虐待対応専門員	心理担当支援員
小規模A	0.9万人未満	常時2名		
小規模B	0.9万人~1.8万人未満	常時2名	常時1名	
小規模C	1.8万人~2.7万人未満	常時2名	常時2名	
中規模	2.7万人~7.2万人未満	常時3名	常時2名	常時1名
大規模	7.2万人以上	常時5名	常時4名	常時2名

※児童人口に応じた虐待対応件数が、全国平均を上回っている場合には、 虐待対応専門員の上乗せ配置が必要(1人あたり40ケース)

【図1-5】要保護児童対策地域協議会の登録ケース数の推移



【図1-6】要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議 開催回数の推移



# 2.議論の取りまとめ

- (1) 子供家庭支援センターの体制
  - ○増加するケースへの対応
  - ○増加するケースの進行管理
- (2) 人材育成
  - 計画的なジョブローテーション
  - ○ケース対応力の向上
- (3) 心理専門支援員の活用
  - ○心理専門支援員の役割と育成
- (4) 要保護児童対策地域協議会の強化
  - 調整機関の体制とケース進行管理
  - ○関係機関の対応力強化と連携強化

# (1) 子供家庭支援センターの体制

# ○ 増加するケースへの対応

# 【現状認識】

- ・虐待対応件数の急伸や逆送致の開始等により、子供家庭支援センターでの対応が必要なケース数 が増加
- ・対応件数が増加する中で、虐待対策ワーカーが増員されても、1人当たりの持ちケース数が 減らない
- ・職員1人当たりの適正な担当ケース数を検討し、それに応じて、職員の増配置を進めることが必要 (児童福祉審議会提言より)

# 【主な意見】

# (ケース数の増加)

- ・逆送致で業務量が純増したため、ワーカーの増配置が必要である
- ・子供家庭支援センターでのケース対応を終結させ、関係機関へ引継ぐ方法を検討したい
- ・ケースが安定した後の見守りは委託先の民間に任せるなど、機能分担の在り方の検討が必要である

# (1人当たりの持ちケース数)

- ・1人当たり持ちケース数の算出基準として使用する統計数字の取り方に自治体ごとのバラツキがあるため、標準化が必要である
- ・出勤日数や業務内容の違いを踏まえて、相談担当職員の人数のカウントの仕方を検討する必要が ある
- ・子ども家庭総合支援拠点の配置基準や1人当たりの持ちケース数(年間40ケース)を参照するのはどうか

《参考》 平均的な児童相談所の児童福祉司の虐待相談の持ちケース数(年間40ケース)を踏まえ、 子ども家庭総合支援拠点の虐待対応専門員の配置基準が児童人口に応じて定められている

- ・結果的に虐待とならない通告も、判断するまでに調査等が必要なため、持ちケース数に入れる ことが適切
- ・泣き声通告であっても、対象家庭の特定やアポイントをとるのに時間を要するケースが多いため、ケースの困難性だけで、ケース対応に要する労力や時間を計ることはできない
- ・職員を増員するにあたって、スペースの確保が課題となっている

# ○増加するケースの進行管理

# 【現状認識】

- ・子供家庭支援センターでの対応が必要なケース数の増加に伴い、進行管理が必要なケース数も増加
- ・子供家庭支援センター職員が増員され、相談体制の強化が図られているが、体制強化を上回るペースで虐待対応件数が増加している

# 【主な意見】

- ・虐待対策コーディネーターがケースは持たないという要件があるため、進行管理の中核として機能 している
- ・ケースをきめ細かく進行管理するには、虐待対策コーディネーターを地区や実務者会議の開催単位 等に応じて増員する必要がある
- ・統一されたケース進行管理方法がなく、進行管理の頻度や方法に自治体ごとのバラツキがあるため、標準的なモデルを示してほしい

# (2) 人材育成

# ○ 計画的なジョブローテーション

# 【現状認識】

- ・主任虐待対策ワーカー事業の開始以降、子供家庭支援センター職員の平均経験年数は伸びており、 虐待対策ワーカーのキャリアアップに一定の効果が出ている
- ・しかし、高い専門性が必要な児童相談分野の人材育成には課題があり、専門人材が不足している

# 【主な意見】

・福祉人材の育成には、一般の事務職員よりも長い期間が必要であるが、ジョブローテーションは 自治体によって様々で、福祉人材の異動基準に配慮がない場合には、経験豊富な職員の確保が 難しい

《参考》 児童相談所におけるスーパーバイザーの任用基準は「おおむね5年以上」となっている

- ・子供家庭支援センターに経験豊富な職員が少なく、頼らざる得ない
- ・福祉職や心理職全体として、ジョブローテーションの検討をしている
- ・関係機関のコーディネートを行う子供家庭支援センターの職員には、福祉や教育等の様々な関連 分野の経験を積み、色々な知見を得て、子供家庭支援センターに戻ることで、児童福祉の専門性 の向上を図ることができるローテーションが理想的である
- ・子供家庭支援センターの業務が多忙なため、配属を希望する職員が少ない

# ○ ケース対応力の向上

# 【現状認識】

- ・都は、センター長や虐待対策ワーカー、虐待対策コーディネーター、新任職員、中堅職員等の職層 に応じた集合型研修の他に、子供家庭支援ワーカーや虐待対策ワーカー、心理専門支援員を対象と した児童相談所への短期派遣研修を実施している
- ・児童相談所への短期派遣研修は、子供家庭支援センター職員と児童相談所職員の顔の見える関係の 構築により、両機関の円滑な連携に寄与している(短期派遣研修アンケートより)
- ・区部については、区児相設置に向け、子供家庭支援センターから児童相談所への長期派遣を実施 市町村部については、連携強化事業による派遣が考えられるが、活用が進んでいない

# 【主な意見】

## (児童相談所への派遣研修)

- ・児童相談所への短期派遣研修は視野が広がってよかったと言っている職員が多い
- ・虐待対策コーディネーター研修は、児童相談所での進行管理の方法を知ることができ、 有意義である
- ・市部は職員が少ないため、長期間の派遣が難しく、派遣期間は1週間程度が限界である

# (児童相談所との連携)

・管轄児童相談所のチーフや児童心理司による、面前DVや泣き声通告への対応方法や子供面接のポイントの講義が非常に好評で、このような、児童相談所からのバックアップは心強い

# (3) 心理専門支援員の活用

# ○心理専門支援員の役割と育成

# 【現状認識】

- ・専門性強化事業による心理専門支援員の配置支援(H21)や、子ども家庭総合支援拠点への 心理職の最低配置基準の明確化(H28)により、心理専門支援員の配置が進んだ
- ・心理専門支援員が、ケースワークを担うことがあり、専門性が十分に発揮できない
- ・虐待対応件数が増加し、子供や保護者への面接指導や養育支援訪問が必要なケースが増加
- ・心理専門支援員が会計年度任用職員である割合が高い(区部:約5割、市部:約8割)
- ・心理専門支援員の役割や育成方法の検討が必要

# 【主な意見】

# (心理専門支援員の役割)

- ・児童相談所が親支援を子供家庭支援センターに引き継ぐ際には、心理専門支援員の役割を明確に してほしい
- ・児童相談所よりも子供家庭支援センターの方が親支援をしやすいという意見がある

# (心理専門支援員の育成)

- ・これまで、子供家庭支援センターのブランチに心理専門支援員を1人ずつ分けて配置していたが、 1人ではOJTによるスキルアップが難しいため、センター1カ所に集めてOJT体制を整備し、心理職 としての専門性を発揮できるよう見直した
- ・人員体制が限られており、心理専門支援員を研修に出す余裕がない
- ・児童心理司が面接に同席する等により、子供家庭支援センターの心理専門支援員のスキルアップ を図りたい

# ○杉並区の事例

- ⇒子供家庭支援センターにおける心理専門支援員の役割と連携をマニュアル化し、 ケースワークにおける初動・継続相談・機関連携・各種会議における心理職の役割を整理
- ⇒心理連絡会を月に1回程度開催し、ケースの進捗状況や心理職の働き方について検討・情報共有

# (4) 要保護児童対策地域協議会の強化

# ○調整機関の体制とケース進行管理

# 【現状認識】

- ・要保護児童対策地域協議会に登録されている虐待ケース数が近年増加
- ・登録ケース数の増加に伴い、進行管理会議や個別ケース検討会議開催回数も増加
- ・ケース進行管理の中核となっている実務者会議の実施方法に苦慮している自治体が多い (要保護児童対策地域協議会の運営に係る調査回答より)
- ・実務者会議は、参加機関が多いため、個別ケースの実質的な進行管理を行うことは難しい (要保護児童対策地域協議会の運営に係る調査回答より)
- ・会議開催に向けた事務処理を行う「事務クラーク」の活用が進んでいない

# 【主な意見】

## (調整機関の体制)

- ・会議開催に向けた関係機関との調整は、係長級の職員が担う必要があり、 事務クラークのみで担うことは難しく、現実的でない
- ・独立した係が調整機関の役割を担うのではなく、虐待対策ワーカーが自ら会議開催に向けた調整 事務も担っている自治体が多い
- ・進行管理を丁寧に行うためには、地域ブロックごとに、虐待対策コーディネーターと補佐を行う 事務クラークをセットで配置する必要がある
- ・虐待対策コーディネーターを地区や実務者会議の開催単位等に応じて増員する必要がある

# (ケース進行管理)

- ・実務者会議における参加機関の範囲や個人情報をどこまでオープンにするか等は検討する必要 がある
- ・実務者会議の開催単位を細かくすると、開催回数が増え、事務量が増える
- ・安定したケースを終結させるためには、進行管理体制の充実や関係機関との関係性が重要

# ○関係機関の対応力強化と連携強化

# 【現状認識】

- ・要保護児童対策地域協議会登録ケース数は近年増加しており、関係機関による対応が必要なケース が増加
- ・学校や保育所等の子供と日常的に接する機関の職員に対しては、・・・虐待リスク要因について共有するとともに、日常的に子供や保護者に対する効果的な声掛け等を促す必要がある (児童福祉審議会提言より)
- ・関係機関の合同研修、グループワーク等を定期的に開催することで、関係機関相互の理解促進や対応力向上、連携強化を図り、地域の支援力を充実させることが重要(児童福祉審議会提言より)
- ・要支援児童等を支援する地域連携推進員の保育所等への配置を促進する 「保育所等における要支援児童等対応推進事業」が令和2年度に開始された

# 【主な意見】

- ・関係機関と顔の見える関係を構築することが必要なため、子供家庭支援センターや要保護児童対策 地域協議会について、関係機関に直接会って説明することが重要である
- ・研修実施にあたっては、講師と資料作成はワーカー、開催に向けた事務は事務職が行うなど、 役割を分担している
- ・校長OBであるスクールアドバイザーが、必要に応じて、児童福祉の視点で学校に助言している
- ・保育所等への地域連携推進員の配置は、巡回指導等を行う既存の取組との住み分けが難しく、 支援を受ける側が混乱しないか懸念がある
- ・終結させて良いケースであっても、学校等の関係機関から、要保護児童対策地域協議会への登録の 継続を要望され、終結できないため、登録ケースが増える
- ・研修の機会等で信頼関係が構築できると、ケースの引継ぎを円滑に進めやすい
- ・ヤングケアラー等の発見は学校との連携が不可欠である
- ・保育や障害、生活保護等の関連分野を所管する部署のフロアが、子供家庭支援センターの近くにあり、連携の円滑化に役立っている

# (オンラインの活用)

- ・医療機関とのケース会議をZOOMで開催することにより、忙しいドクターが参加できる等の メリットがある
- ・オンラインでは細かな調整が難しい場合があるので、対面での会議と使い分けている
- ・オンライン会議の実施にあたっては、個人情報を保護できる執務環境を双方が用意する必要がある

# ○杉並区の事例

- ⇒関係機関向け研修を、乳幼児編、学齢期編、施設長等管理者編に分けて毎年開催し、 関係機関のニーズに合わせて実施
- ⇒講師を虐待対策コーディネーターや虐待対策ワーカー等の支援の現場で働くワーカーが担うことにより、関係機関と顔の見える関係を構築

# ○西東京市の事例

- ⇒西東京ルールを策定し、児童の欠席が続いた場合の学校による家庭訪問の実施や子供家庭支援センターへの連絡の基準を統一化
- ⇒学校内での対応方法を明文化し、虐待の早期発見における学校の対応力を強化

# 子供家庭支援センターの体制等検討WG (第4回~第5回)

# 議論の取りまとめ

令和4年2月22日 子供家庭支援センターの体制等検討WG

# 目次

在宅支援サービスの検討にあたって・・・・・・・・	
1.在宅支援サービスを取り巻く状況	
(1)養育支援訪問事業	
<ul><li>○ 訪問家庭数の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
○ 自治体ごとの利用条件・・・・・・・・・・	
○ 実施要綱の改正(平成29年)・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
(2) ショートステイ	
○利用日数の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○理由別の利用日数・・・・・・・・・・・	
○ 関連事業の活用状況・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
2.議論の取りまとめ	
(1)養育支援訪問事業	
○育児家事援助を担う人材の確保・育成・・・・・・	
○ 家庭訪問における工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○ 訪問対象家庭の範囲と選定基準・・・・・・・	
(2) ショートステイ	
<ul><li>○ 受入体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○ 利便性の向上と多様なニーズへの対応・・・・・	
○ 要支援家庭への利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) その他	
○ 社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会)	における議論に関する意見・・・・・33

# 在宅支援サービスの検討にあたって

- 養育支援訪問事業及び子育て短期支援事業(ショートステイ等)は、子供家庭支援センターの 重要な在宅支援サービスに位置付けられている。
- 区市町村は、都や国の補助を活用しながら在宅支援サービスの充実を図り、ニーズに応じた サービスの提供によって、家庭における適切な養育の支援に取り組んできた
- 相談受理件数と虐待対応件数の増加に伴い、養育支援訪問事業やショートステイの利用実績も増加しており、専門性を有する事業者や人材の確保・育成が課題となっている
- 増加する相談に対応できる体制を構築するとともに、複雑なケースにも適切に対応できるよう、事業者や人材の確保のための財源や育成等を含め、在宅支援サービスの量を確保し、質の向上を図るための課題を整理する必要がある
- こうした背景の中、令和2年12月23日に、児童福祉審議会により「新たな児童相談のあり方について」が取りまとめられ、在宅支援サービスについて、下記の通り提言された

# 児童福祉審議会提言(在宅支援サービスに係る提言を抜粋)

- ・子育てに不安を抱える家庭がサービスを積極的に利用できるよう、区市町村への支援充実
- ・周囲からのサポートが受けられずに不安を抱えている家庭への訪問
- ・特に支援が必要な家庭に対する養育支援訪問事業の積極的な活用
- ・母子生活支援施設等の地域の社会的資源の活用による、周囲からのサポートが受けにくい母親 が、子供と共に入所し、育児指導や家事指導を集中的に受けられる環境の提供
- また、令和3年4月から開催されている社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会) において、区市町村におけるマネジメントの在り方や、養育支援訪問事業やショートステイを 含む家庭環境や養育環境をより良くするための支援の在り方について議論されている
- このたび、子供家庭支援センターの体制等のあり方を検討する「子供家庭支援センターの体制等検討WG」を令和3年11月及び同年12月に開催し、養育支援訪問事業とショートステイについて、国の議論を踏まえながら検討を行い、WGにおける議論を取りまとめた

# 1.在宅支援サービスを取り巻く状況

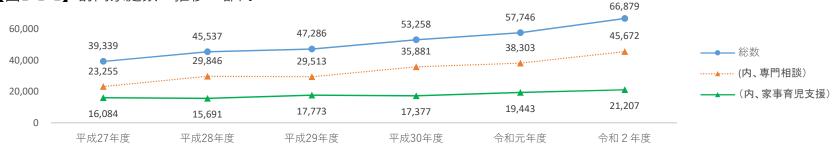
- (1)養育支援訪問事業
  - ○訪問家庭数の増加
  - ○自治体ごとの利用条件
  - 実施要綱の改正(平成29年)
- (2) ショートステイ
  - ○利用日数の増加
  - ○理由別の利用日数
  - 関連事業の活用状況

# (1)養育支援訪問事業

# ○ 訪問家庭数の増加

・近年、養育支援訪問事業における訪問家庭数は増加している

【図1-1-1】訪問家庭数の推移<都内>

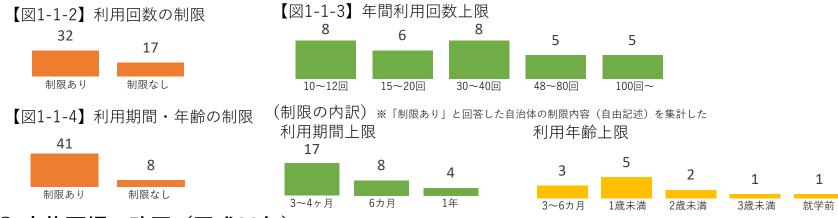


# ○ 自治体ごとの利用条件

・育児家事援助の利用条件は、自治体によって差異がある

#### 《育児家事援助の利用制限の状況<都内区市>》

※家庭訪問の時間は1回2時間で計算した ※家庭状況によって異なる上限が設定されている場合には、最も厳しい上限を集計対象とした。



# ○ 実施要綱の改正(平成29年)

・平成29年に実施要綱が改正され、支援対象家庭が拡大された

#### 《平成29年養育支援訪問事業実施要綱の主な改正点》

支援の対象となる家庭に以下2つが追加された

- ① 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- ② 公的な支援につながっていない児童(乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳~5歳児で保育所、幼稚園等に 通っていない児童)のいる支援を必要とする家庭

# (2) ショートステイ

# ○利用日数の増加

・近年、ショートステイ利用日数は増加傾向にある

【図1-2-1】ショートステイ利用日数の推移<都内>



# ○ 理由別の利用日数

・育児疲れや育児不安を理由とした利用が、50%を超えている

【図1-2-2】理由別のショートステイ利用日数内訳<都内>



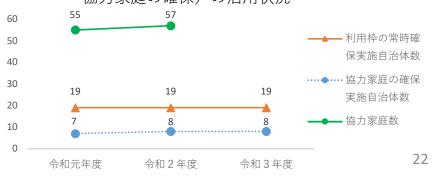
# ○ 関連事業の活用状況

・要支援ショートステイ、母子一体型ショートケア、利用枠の常時確保、協力家庭の活用を実施 する自治体数が伸び悩んでいる

【図1-2-3】要支援ショートステイ事業・ 母子一体型ショートケア事業の実施自治体数の推移



【図1-2-4】ショートステイ事業の拡充(利用枠の常時確保・ 協力家庭の確保)の活用状況



# 2.議論の取りまとめ

- (1)養育支援訪問事業
- ○育児家事援助を担う人材の確保・育成
- ○家庭訪問における工夫
- 訪問対象家庭の範囲と選定基準
- (2) ショートステイ
- ○受入体制の確保
- 利便性の向上と多様なニーズへの対応
- 要支援家庭への利用促進
- (3) その他
- 社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会)における議論 に関する意見

# (1) 養育支援訪問事業

# ○育児家事援助を担う人材の確保・育成

# 【現状認識】

- ・要保護児童対策地域協議会に登録されている虐待ケース数が近年増加しており、複雑な課題を抱える家庭への訪問支援ニーズが増えている
- ・利用ニーズが高まっている反面、サービスを提供できる事業者は少ない
- ・ヘルパーが不足しており、支援ニーズに応えられないことがある
- ・高齢者や障害者介護の報酬単価に比べ、補助基準額が低額で、委託料が低い
- ・複雑な課題を抱える家庭の支援に必要な専門性を持つヘルパーや事業者が少ない

#### 【図2-1-1】養育支援訪問事業に係る課題・意見・要望(令和3年度事業計画調より作成)

(ヘルパーの確保について)

- ・ヘルパーが不足しており、ニーズに対してサービス提供が不足
- ・曜日や時間帯、地区によっては委託するヘルパーが見つからない
- ・ヘルパー育成と待遇改善が必要である

(専門性について)

- ・虐待対応件数が増える中、多岐にわたる問題を抱える保護者の不安や困難感に対応できるマンパワーが不足している
- ・家事援助サービスの利用ニーズが高まっている反面、対応できる専門性を持った社会福祉法人やNPO等の事業者が少ない

#### 【図2-1-2】養育支援訪問事業(育児・家事援助)と他ヘルパー派遣事業の比較

	高齢者介護報酬 (居宅介護サービス) <生活援助>	障害福祉サービス報酬 (居宅介護サービス) <生活援助>	養育支援訪問事業補助基準額 (育児・家事援助)
単価	4,140円	3,512円	3,000円 ※1回の訪問を2時間とする
資格要件	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	研修修了者等 协従事者研修(59時間)	子育て経験者、ヘルパー等 ※研修受講が必要(2時間程度)

※介護報酬・障害福祉サービス報酬は、東京都特別区の単価を用い、日中・特定事業所加算(1)により算出

# 【主な意見】

#### (ヘルパーの確保)

- ・高齢部門や障害部門のヘルパーに比べて単価が低いため、人材確保に苦労している
- ・児童分野を専門的にやっている事業者やNPO等に委託しようとしても、財政的に厳しい
- ・報償費の基準が自治体で一律に決められているため、増額がなかなか認められない
- ・ヘルパーの高齢化が進んでおり、今後の人材確保に不安がある
- ・地域が広いうえに、事業者が繁忙なため、事業所から遠い地域には訪問できないことがある

# (人材育成)

- ・虐待が疑われる家庭を訪問した際の対応方法に関する研修の充実が必要である
- ・ヘルパー同士や専門職との意見交換を実施したいという現場のニーズがある
- ・児童分野専門の事業者が少なく、高齢や障害の介護サービスを提供する事業者に事業を委託しているため、子育て分野の研修実施等により、人材を育成する必要がある

## (育児支援)

- ・育児支援には特に技術が必要で、家事支援はできるが育児支援は難しいというヘルパーも多い
- ・育児支援が必要な家庭には、家事支援ヘルパーと保健師等の専門職を組み合わせて訪問して いる
- ・育児手技が低く支援が必要な家庭が多い中、育児援助を実施できるヘルパーは限定的である

# ○家庭訪問における工夫

# 【現状認識】

- ・複雑な課題を抱える家庭が増加している
- ・サービスの利用に拒否的な家庭を訪問し、支援につなげるためにはノウハウや工夫が必要である

# 【主な意見】

## (支援に拒否的な家庭への訪問)

- ・サービスの利用を拒否されると訪問は難しいため、子供食堂等の関係機関と連携して対応している
- ・支援対象家庭に信頼してもらえる関係機関を探し出して、支援をコーディネートしている
- ・どの関係機関がどのように支援を実施するかという打合せに半年程度かけることが多く、 手間や時間がかかる
- ・フードバンクやフードパントリーを活用して、離乳食やミルク等の食材を持参することが有効な場合がある
- ・子供への学習支援や子供への片付けの指導等とセットでの訪問が有効な場合がある

# (訪問による支援)

- ・精神疾患のある保護者のいる家庭への家事援助は特に困難なので、保健師や子供家庭支援センター のワーカーが同行することがある
- ・利用者が支援に依存的になっていくこともある中で、支援の終了時期の判断は悩ましい
- ・家庭及び子供をエンパワメントできるような支援メニュー(料理や整頓など)を検討している
- ・食事作りの支援を実施する際に、金銭的な問題から食材や調味料がないことがある
- ・ゴミ屋敷等の極端に不衛生な環境の場合、複数人で数日かけて集中的に対応する必要がある
- ・3か月ごとにケアプランを見直し、安定したら終了としているが、1年間継続して使うことが多い

# ○訪問対象家庭の範囲と選定基準

# 【現状認識】

- ・訪問による生活の支援として、要支援・要保護世帯に限らず、妊婦も含めて広い世帯を対象とし、 家事支援等の生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握などを行う事業を新たに 創設する(令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書(案))
- ・平成29年に国の実施要綱が改正され、支援対象範囲が拡大されたが、支援対象は要支援・要保護世帯に限られていることがほとんどで、育児不安で利用を希望する家庭への支援には至っていないことが多い

#### 【図2-1-3】国における議論の状況

【第33回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会資料より】

・養育支援訪問事業は**主に要支援・要保護世帯に対して重点的に支援が行われており、相談支援の比重が高いため**、要支援世帯・要保護世帯に限らず、**対象となる世帯を広いものとした、生活・育児支援等を行う事業**を新たに設けてはどうか

【令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書(案)より】

・訪問による生活の支援として、要支援・要保護世帯に限らず、妊婦も含めて<u>広い世帯を対象とし、家事支援等の</u> 生活・育児支援等を行う事業を新たに創設する

# 【主な意見】

- ・要保護児童対策地域協議会に登録された家庭が、養育支援訪問事業を活用している
- ・要保護と要支援家庭以外にサービス提供する余裕がなく、財政的制限もあり、対象拡大は難しい
- ・利用料が無料のため、利用を希望する家庭ではなく、要支援家庭を優先している
- ・対象を広げた際に、より手厚い支援が必要な家庭に丁寧に関わることができなくなることを懸念 している
- ・養育支援訪問事業は、援助方針会議等で必要性を判断した家庭を対象としている
- ・保健センターの保健師が支援の必要な家庭を把握し、養育支援訪問につなげているため、 保健師の力量が重要である

## (2) ショートステイ

# ○受入体制の確保

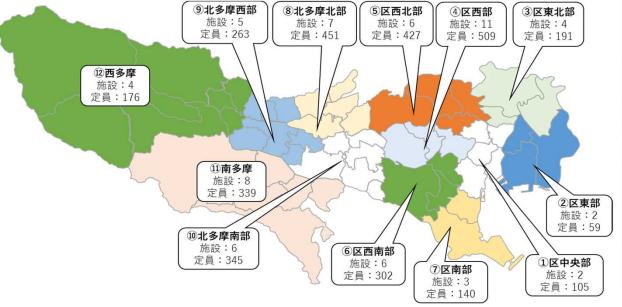
# 【現状認識】

- ・ショートステイの利用日数は増加傾向にある
- ・施設の運営経費と比して補助基準額が低く、ニーズに応じたショートステイ枠の確保が難しい
- ・児童養護施設の定員に余裕がなく、ショートステイの利用が難しい
- ・施設の地域偏在があり、定員の確保が難しい
- ・ショートステイ実施施設が地域内にない場合、利用者宅や学校等への移動が困難になる

【図2-2-1】ショートステイ補助実績(令和2年度)<都内区市>

	実支出額平均 (A)	補助基準額平均 (B)	自治体実負担額平均 (C=A-補助額)	基準額カバー率 (B/A)	自治体負担割合 (C/A)
区部	19,142,079円	3,862,707円	16,566,941円	20.2%	86.5%
市部	6,316,736円	1,422,743円	5,368,241円	22.5%	85.0%
合計	12,336,795円	2,568,032円	10,624,774円	20.8%	86.1%

【図2-2-2】児童養護施設と乳児院の所在と定員



地	区 施設数	文 定員	児童人口 (R3.1.1)	定員/ 児童人口
① 区中5	<b>户部</b> 2	105	131,692	0.08%
② 区東部	图 2	59	218,898	0.03%
③ 区東は	比部 4	191	188,498	0.10%
4 区西普	图 11	509	145,310	0.35%
⑤ 区西 1	比部 6	427	258,230	0.17%
⑥ 区西南	有部 6	302	200,050	0.15%
⑦ 区南部	③ 3	140	154,457	0.09%
8 北多四	摩北部 7	451	116,163	0.39%
9 北多四	摩西部 5	263	102,452	0.26%
10 北多暦	南部 6	345	162,089	0.21%
① 南多曆	<b>8</b>	339	219,499	0.15%
12 西多月	¥ 4	176	55,254	0.32%

# 【主な意見】

## (ショートステイの受入体制)

- ・施設の人員体制を維持するために、施設側から、委託料の増額を定期的に求められている
- ・ショートステイは子供家庭支援センターにおける重要な支援ツールなので、受入枠の拡大ニーズが あるが、受入枠の確保は難しい
- ・育児不安等の要支援家庭の利用が優先され、出産や看護等を理由とする一般の利用が困難である
- ・「ショートステイ利用枠の常時確保」の補助割合が10/10から1/2になったが、自治体の財政状況が厳しい中では、都からの財政支援がないと事業の維持や展開が厳しい

# (施設の人員体制)

- ・即日利用できるサービスとするには、施設の夜勤体制をあらかじめ確保しておく必要があるが、 大きなコストがかかる
- ・サービスの質を担保するとともに、突発的な利用等の様々なニーズに応えるためには、 施設への専用の人員配置のための金銭的支援の創設が必須である

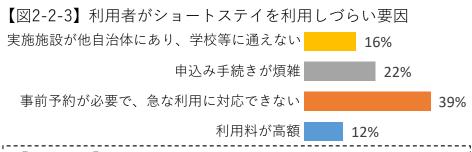
### (その他)

- ・ショートステイ施設が地域内で偏在しており、タクシーによる送迎サービスを実施しているが、 タクシー代の負担が高額になっている
- ・24時間365日職員が常駐しており、職員向けの施設内保育所がある高齢者施設に、ショートステイの実施を交渉したが、専任職員の配置や子供への対応の難しさ等が理由で断られたことがある

# ○ 利便性の向上と多様なニーズへの対応

# 【現状認識】

- ・児童の情報を把握するために事前の登録が必要で、ショートステイの利用開始までに時間を要する
- ・個別対応を要する児童(アレルギーや発達障害、服薬等)の受入れが困難
- ・乳児と中高生の受入れ実施自治体が少ない
- ・「保護者が子供とともに入所・利用する場合」や「子供が自らの意思で入所・利用を希望した場合」に入所・利用できるようにする(社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書(案)より)



#### 【自由記述】

- ・病児の受入れができない
- ・個別対応を要する児童(アレルギーや発達障害、服薬等) への対応が困難

【図2-2-4】ショートステイ利用の際の事前予約制度の状況



#### 【自由記述】

- ・施設の受入体制確保が困難
- ・受入準備のため、児童の事前情報(服薬、アレルギー、 集団への適応等)が必要

【図2-2-5】年齢別ショートステイ受入れ 実施自治体の割合

	乳児	幼児	小学生	中学生以上
区部	73.9%	100%	100%	39.1%
市部	25%	95.8%	70.8%	12.5%
合計	48.9%	97.9%	85.1%	25.5%

【図2-2-6】国における議論の状況

#### 《ショートステイの類型の見直し》

	現行	•	見直し
	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、(中略)施設に入所させ、		①保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、(中略)施設に入所等させ、その者につき必要な保護を行う事業
	その者につき必要な保護を行う事業		②保護者と児童を共に入所等させ家庭における養育を可能 とさせる事業
			③自らの意思で入所等を希望した児童を入所等させる事業

# 【主な意見】

## (利便性の向上)

- ・宿泊型、通所型、親子利用型などの様々な利用の仕方が必要である
- ・協力家庭によるショートステイの実施にあたっては、児童と協力家庭の双方の要望を聞きながら マッチングする必要があり、協力家庭では対応できないケースも多い

(養育家庭の子供の年齢や性別、学校の区域外・区域内、ペットの有無、アレルギーの有無など)

## (対応に配慮が必要な児童の受入れ)

- ・アレルギー等の子供の特性が分からなければ施設が受け入れられないため、事前登録が必要である
- ・障害児のショートステイ受入先が少なく、対応に苦慮している
- ・障害者施設のショートステイを調整するが、受入れ可能な枠が少ない

## (乳児や高齢児の受入れ)

- ・乳児院でのショートステイの実施に向けて調整した際に、委託料で折り合わなかったことがある
- ・乳児への対応は命に直結するので、乳児のショートステイ枠の確保は現場から特に求められている
- ・預け先が「乳児院」であると、利用者にとって利用のハードルが高いので、よりハードルの低い 乳児向けのショートステイ施設があるとよい
- ・自宅に1人でいる中学生への支援手段としてショートステイが有効と思われるケースがある
- ・中高生のショートステイを実施していないため、親のところに帰りたくない子供には、 親の承諾を得たうえで、NPOが実施している居場所への宿泊を案内している
- ・不登校児童の利用ニーズはあるが、日中に小中学生に対応するための、施設の体制確保が難しい

## (施設の対応力向上)

・施設は子供だけでなく保護者対応も行える体制を確保する必要がある

# (子供が自らの意思で入所・利用を希望した場合について)

- ・保護者の意向と子供の意向が異なる場合の対応は検討が必要
- ・子供の意思確認の担保、保護者の納得が必要なため、アドボケイト支援等が必要ではないか

# ○要支援家庭への利用促進

# 【現状認識】

- ・要保護児童対策地域協議会に登録されている虐待ケース数が近年増加しており、複雑な課題を抱える家庭のショートステイ利用ニーズも増えている
- ・要支援ショートステイの実施自治体数が伸び悩んでいる
- ・地域では、ショートステイなど様々なサービスを提供しているが、地域で孤立している子育て家庭 では十分に活用されていない(児童福祉審議会提言より)

# 【主な意見】

- ・子供が地域での日常生活を継続しながら支援を受けられる要支援ショートステイは重要である
- ・グレーゾーンの児童への対応や保護者対応等、要支援ショートステイを実施できる専門性を有する 施設職員の確保が難しい
- ・保護者負担が無料となる要支援ショートステイと一般のショートステイの区別が必要である
- ・要支援ショートステイは、支援方針を決定する際にリスクを判断して、必要性が認められた家庭 のみに提供している
- ・受入枠が少ない中で、支援の必要性を勘案し、利用する家庭を調整している

# (3) その他

# ○社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会)における議論に関する意見

# 【社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会における議論】

- ・優先的な支援を必要とするにもかかわらず、**支援を求めることができない場合や支援を拒む場合等** に、区市町村が保護者や子供等に対して、**支援の利用勧奨**を行うことができるようにする
- ・<u>支援を受けることが著しく困難な場合、</u>区市町村の責任において、家庭環境や養育環境を支える<u>支援</u> を行う行政処分(措置)を採ることができるようにする
- ・要対協に登録されているケースや障害や疾病があり自力で利用申込みができない場合等を想定

# 【主な意見】

#### (利用勧奨)

・現在も、支援の必要性が高い世帯には積極的にサービスの利用勧奨を行っている

## (措置)

- 特に訪問による支援は、サービスの利用を拒否されると支援に結び付けることは難しいため、 措置の活用は、サービスの利用に同意しているケースに限られるのではないか。
- サービスの利用に同意しているが、手続きがうまくできない場合や面倒で手続をとらない場合が、 措置の活用ケースとして想定できるのではないか